

委託契約における公共工事設計労務単価等の改定（平成 30 年 3 月）に伴う特例措置の実施について

横浜市においては、平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の上昇を受け、委託契約について次の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する委託契約について、委託契約約款第 43 条及び設計・測量等委託契約約款第 49 条の規定に基づき、受託者からの請求により、契約日時点で最新の基準日の単価に基づく契約に変更する特例措置を実施します。

1 対象契約

「下水道管等保守」、「道路・公園清掃」、「公園緑地等管理」の中で公共工事設計労務単価を適用して積算しているもの及び「設計・測量・地質調査等」の中で設計業務委託等技術者単価を適用して積算しているものについては、契約日に応じて次のとおり取り扱います。

- a 平成 30 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までに契約を締結する委託契約について、契約日時点で最新の基準日の単価に基づく契約に変更します。
- b 平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結する委託契約のうち、3 月以前の単価を適用して積算しているものについて、平成 30 年 4 月 1 日基準の単価に基づく契約に変更します。

※ 財政局契約第二課で入札又は見積徴収を行う案件のうち、本特例措置の対象となるものについては、平成 30 年 3 月改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算しています。

また、本特例措置の対象外となるものについては、入札公告又は見積通知書にその旨を記載します。

※ 各区局で入札又は見積徴収を行うものについては、個別の案件ごとに本特例措置の対象となるかをご確認ください。

2 変更後の契約代金額

次により算出します。

変更後の契約代金額 = $P_{\text{新}} \times K$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価（新技術者単価）及び当初契約時点*の材料単価により積算された予定価格

K ：当初契約の落札率

※ ただし、平成 30 年 4 月 1 日以降の契約については、全て 4 月単価を適用します。

3 変更手続等

委託契約約款第 43 条及び設計・測量等委託契約約款第 49 条の規定に基づき協議を行います。なお、変更手続等の詳細については、契約の締結後契約ごとに事業所管課からご連絡いたします。

4 特例措置実施後の報告

本特例措置を適用した全ての委託について、対応状況の報告書を提出していただきます。

【お問い合わせ先】

(特例措置の実施に関すること)

財政局公共施設・事業調整課 電話 045-671-2025

(契約手続きに関すること)

財政局契約第二課 電話 045-671-2186・2250